かべ新聞

2019年5月24日 第233号

東京第一運輸所分会

安全よりボーナスカットが優先?!

ボーナスカット裁判 シリーズ②

私たちがどうして「手控えメモ」を求めるのか。それは会社の言う「非違行為」(誤喚呼等)が本当に発生したのか?どのように注意指導を受けたのかが焦点になるからだ。発生した非違行為がボーナスカットの根拠であるから当然事実解明を求めることになる。

これまでボーナスカットが発生した場合、東海労の仲間は苦情申告を行い、さらには本人訴訟など裁判や労働審判への申立てをおこしている。当然だ!生活給を奪われた仲間と共に闘うのが労働組合の本筋だ!そのことを会社は知っている。にもかかわらず、どうして「重要証拠=手控えメモ」を廃棄するのか疑問がわく。

ここでボーナスカットに至るプロセスを紹介しよう。添乗した管理者は非違行為が発生した場合、手控えメモに記入し、パソコンに入力、それを所長に報告。所長は人事課に上申し、人事課は事象を精査し、ボーナスカットとなるとのことだ。(会社側証言)

だがおかしいと思う点がある。証言した管理者は「列車の遅延が発生しないように最後にまとめて運転士に注意指導する」と一様に証言をする。おかしくないか?安全を脅かすような非違行為が発生していながら、その時点で不問にして、定時発車である安定輸送を優先する。最後に運転士へ非違行為を通告しボーナスカットで一件落着。

添乗した管理者の陳述書には次のように書かれている。「(〇〇については)極めて 重要な作業項目です」・・本当にそう思っているのか?「ボーナスカットにおいては安全 よりもボーナスカットの要件を満たすことが最大限優先される」と語っていると同じだ。